

# 鶴岡東高等学校いじめ防止対策委員会規定

## 第 1 章 総 則

### ( 目 的 )

第1条 鶴岡東高等学校いじめ防止対策委員会規定（以下本規定という）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）並びに、いじめ防止基本方針（平成25年10月11日策定。以下いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針を一括して本法律という）に基づき組織される「鶴岡東高等学校いじめ防止対策委員会」（以下本委員会という）が円滑に機能出来るよう定めるものである。従って、本法律に定める目的達成に努めなければならない。

### ( 定 義 )

第2条 本規定において「いじめ」とは、鶴岡東高等学校（以下本校という）に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. 本規定において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

### ( 基 本 理 念 )

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことが出来るよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。

2. いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めるものであること。

3. いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、保護者、関係機関との連携のもといじめ問題を克服する。

### ( いじめの禁止 )

第4条 生徒は、いじめを行ってはならない。

( 本校の責務 )

第5条 本校は、本規定にある基本理念にのっとりいじめ防止のために必要な措置を講じなければならない。

( 本校及び教職員の責務 )

第6条 本校及び教職員は、本規定にある基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、関係機関との連携のもと学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処しなければならない。

( 保護者の責務等 )

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。

2. 保護者は、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護しなければならない。

3. 保護者は、本校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力しなければならない。

## 第 2 章 委 員 会

( いじめ防止対策委員会の設置 )

第8条 本委員会は常設委員会を設置する。

( 委員会 の 構 成 )

第9条 本委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- |                 |                  |          |
|-----------------|------------------|----------|
| (1) 学校長         | (2) 副校長          | (3) 教頭   |
| (4) 生徒指導課長      | (5) 特別支援コーディネーター | (6) 養護教員 |
| (7) 学校評議員の中から1名 | (8) 教育関係者から1名    |          |

2. 前第1項の7号、8号の委員は学校長の指名による。但し、任期は1年間とするが、再任する事が出来る。

3. 前第1項の1号～8号以外に学校長は、必要に応じて外部の有識者、学年主任、学級担任等を臨時的に委員として任命することが出来る。但し、臨時的委員の任期は当該事案の終了までとする。

(委員の役割)

第10条 前条に定める委員は次の各号の任務を負うものとする。

- (1) 学校長は、委員長を務め、委員会の議長となる。
- (2) 副校長は、副委員長を務め、委員長の代理となる。
- (3) 生徒指導課長は、本委員会を所轄する。

(委員会の開催)

第11条 本委員会は、次の1号～2号の定めにより開催しなければならない。

- (1) 1学期、2学期にそれぞれ各1回は開催しなければならない。
- (2) 必要ある時は、委員長は臨時に委員会を開催しなければならない。

(委員会の任務)

第12条 本委員会は、次の1号～6号に定める任務を負うものとする。

- (1) いじめ防止のための調査、研究並びに啓蒙活動。
- (2) いじめ防止のための教職員研修の立案並びに実施。
- (3) いじめ防止のための各種対策。
- (4) 本校を運営する学校法人齋藤学園、県学事課、PTA、警察、医療機関等関係機関への報告並びに連絡調整を行う。
- (5) いじめの実態把握のために1学期、2学期にそれぞれ各1回生徒、保護者等を対象としたアンケート調査を実施する。また、必要に応じて、臨時的にアンケート調査を実施しなければならない。
- (6) 前6号により、いじめの予兆や懸念される事項が記述されていた場合、委員長は速やかに臨時の委員会を開催し事実の解明に努め、対応策を講じなければならない。
- (7) その他、本規定の目的達成のための諸施策。

(委員会運営の細則)

第13条 本規定を円滑且つ具体的に機能させるため、本規定の精神に則り、その指導のあり方、取り組み等に関する事項を別に定めるものとする。

付 則

第14条 本規定は、平成25年10月1日より施行する。

第15条 本規定は、平成26年4月1日より改正施行する。

## いじめ防止の指導のあり方と取り組み方等に関する事項

### いじめの未然防止

- ※ いじめに対する理解を深めるために、全教職員による研修会を毎年度4月に開催する。
- ※ ホームルーム指導の年間計画に、いじめ防止の事項を組み込む。

- ① 年度当初、学年集会・全校集会で全生徒に「命の尊さ」「生き方」などについてしっかり教え、「いじめは絶対に許されない」ことを指導する。
- ② 日常の生徒とのコミュニケーションや家庭への連絡を大切にする。
- ③ 年間2回（1、2学期）の「いじめ発見調査アンケート」を生徒及び保護者に実施し、いじめ防止対策委員会で検討する。
- ④ 担任は、年2回（1、2学期）の教育相談を必ず実施する。いじめの予兆や懸念される点が見受けられた時には随時、教育相談を実施する。
- ⑤ 日常のチェックリスト（別紙）により生徒の把握に努める。

#### 〔日常のチェックポイント〕

- 欠席・遅刻・早退。元気がない。保健室の利用。孤立しがち。職員室の近くにいる。当番をいつも行っている。落書き。衣服の汚れ・破れ。擦り傷や怪我。ひやかし。グループで行動 など
- ⑥ ネット上のいじめに対しては、ネットパトロールなどで検索・把握に努める。また、書き込みなどの検索・監視を業者に委託し、不適切な利用については学校に連絡をしてもらう。入学当初に、インターネットに関する情報モラル・トラブルについての学年並びに全校生徒への講演会等を実施する。
  - ⑦ 生徒会や風紀委員会などの生徒活動の輪を広げる。

## いじめの発生時の適切な対応

いじめを認知した場合は速やかに校長に報告をし、いじめ防止対策委員会を開催する。

- ① 当事者双方及び周りの生徒から聞き取り調査をし、実態を正確に把握する。

聞き取りは個別に行い、関係教職員と情報を共有しながら状況を正確に把握する。

更に、出来るだけ詳細な記録をとる。

把握事項（加害者と被害者の確認・時間と場所・内容・背景と要因等）

- ② いじめを認知した時は、速やかに該当生徒の保護者へ直接会ってその事実を知

らせる。また、学校との連携や協力を求める。

- ③ 被害にあった生徒やいじめを知らせにきた生徒を守りぬくことを第一にする。

- ④ 個人情報の取り扱い、プライバシーに留意する。

- ⑤ 全教職員の共通理解のもと、指導の方針に従って役割分担を確認する。

- ⑥ 状況に応じ、関係機関（本校の学校法人・県学事課・PTA・警察・医療機関など）に報告し、連携を図る。

- ⑦ 当事者（いじめられた子・いじめた子）への指導・支援の徹底。

- ⑧ 該当生徒から把握した情報の取扱いは十分注意し、また当事者生徒のその後の様子にも細心をはらい継続した指導を行う。

- ⑨ その他、本校安全規定1号から3号対策の緊急連絡・管理体制によって対応する。

|                                                                                     |                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| いじめ情報の<br>キャッチ                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「いじめ防止等のための対策の組織」を召集する。</li> <li>・ いじめられた生徒を徹底して守る。</li> <li>・ 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)</li> </ul>                    |
|    |                                                                                                                                                                       |
| 正確な実態把握                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。</li> <li>・ 個別に聴取する。</li> <li>・ 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。</li> <li>・ ひとつの事象にとらわれず、いじめ全体像を把握する。</li> </ul> |
|    |                                                                                                                                                                       |
| 指導体制・方針                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導のねらいを明確にする。</li> <li>・ 全教職員の共通理解を図る。</li> <li>・ 対応する教職員の役割分担を考える。</li> <li>・ 関係機関との連携を図る。</li> </ul>                       |
|  |                                                                                                                                                                       |
| 生徒への指導・支援                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。</li> <li>・ いじめた生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは許されない行為だ」という意識をもたせる。</li> </ul>                   |
| 保護者との連携                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接会って、具体的な対策を話す。</li> <li>・ 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。</li> </ul>                                                               |
|  |                                                                                                                                                                       |
| 今後の対応                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続的に指導や支援を行う。</li> <li>・ カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。</li> <li>・ 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。</li> </ul>                           |